

## 6 なぜ今「ヤングケアラー」か？

- 当事者の発言の場の拡大（マスコミや講演会等）
- 当事者の「声を聴こう」という動きの拡大
- 今まで気づかなかった事への関係者の贖罪感
- 政府としての本格的な取り組み＋地方自治体での議員の質問

2022/11/19

今、なぜヤングケアラーが問題になっているかという、当事者が気づき始めたということだと思います。

## 「権利侵害」という視点

- 子どもの権利条約の「遊ぶ権利（第31条）」や「教育権（第28条）」違反
- 子ども自身が「苦しい」と感じるなら、おとな（社会）として放置できない
- 「子どもが助けを求めているか」ではなく、「現状を放置していいか」が支援開始の判断基準
- さらにケアラー自身の「権利の主体者として選択の尊重」が重要

2022/11/19

そして、権利侵害という視点です。子どもの権利条約でいう「遊ぶ権利」、「学ぶ権利」に違反している。

子ども自身が「苦しい」と感じるのなら、社会としては放置できないわけです。逆に、子どもが「助けて」と言わなくても、「今のこの状態を続けていいのか」と考え、放置しないという、大人の側の責任があるのではないかと思います。

行政説明で、ちょっと気になったんですが、子どもが「助けて」と言っているから助けるのではなく、大人から見て「この状態は不適切だ」、「この状態は子どもの権利侵害ではないか」、「子どもの遊ぶ権利や学ぶ権利が侵害されている」ということであれば、それは行政が改善のため関わる必要があるということです。

子どもの権利ということで、特にもう1つ「意見表明権」を付け加えさせてもらいます。子どもが権利の主体で、かつ、家族のケアを担っている主体ですので、どうすれば子どもがケアを担わなくて済むかということ、子どもと一緒に考えていくのです。子どもに、きちんと意見を言う権利である「意見表明権」も保証していくことが必要ではないかと思います。

## 子どもに対して

- ケアを自分（家族）だけで担わなくてもいい
  - 一緒に考える大人がいる
  - 家族も大切だけど、自分も大切にして
- 
- 家族へのケアは「当然」ではないけれど、**無駄でも悪いことでもない**
  - **子どもは分離を求めている**
  - どうすればいいか、子どもと一緒に考えよう

2022/11/19

「子どもに対して」ですが、繰り返しますが、「家族も大事。でもあなたも大事。自分自身も大事にしてね」というメッセージを伝えるわけですから、「ケアをあなただけ、家族だけで担わなくてもいいよ」、「一緒に考える大人がいるよ」ということを伝えてください。

家族へのケアは悪いことではないので、子どもは、特に家族との分離を求めています。「もう、こんなひどい状況だったら、子どもはなんとか別のところに」という発想をお持ちの方が、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、それは子どもは望んでいないことなのです。したがって、どうすればいいか、子どもと一緒に考えるということになります。

## まとめ

- 家族の介護を前提とする社会福祉サービスは、必然的にヤングケアラーを生む構造課題
- 子ども自身も積極的意義や役割を果たしていたとしても、ヤングケアラー抜きでは回らない家族システムに組み込まれて抜け出せない状態にある・・・権利侵害
- 支援者には「権利侵害」の視点が必要
- 一方、子どもは保護の対象（=被害者）としてだけでなく、「家族を支える役割を果たしている（=能動的役割）」という視点が必要
- 「ヤングケアラー = 被虐待 = 保護が必要」という視点では子どもは支援を求めない

2022/11/19

まとめです。

家族の介護を前提とした社会福祉サービスというのは、必然的にヤングケアラーを生むということです。

交通事故で怪我をする。脳いっ血、脳梗塞で半身不随になる。いろんなプレッシャーでうつ病になってしまう。高齢で介護が必要になってくる。家族の中でケアが発生するということは、起こりうることです。家族の中のケアが必要な部分は、福祉サービスだけでは抱えきれません。必然的に家族に負担がかかります。家族に負担がかかったときに、子どもがその負担を担うと考えると、「ヤングケアラーはどの家庭でも起こりうる普通・普遍的な問題である。ヤングケアラーである子どもたちが特別なのではなく、家族の中でケアの必要性が発生したときには、子どもはヤングケアラーになってしまうという構造的な課題である」という理解が必要だと思います。

家庭の中で子どもが積極的な意味を持っていたとしても、子ども抜きでは回らない家族システムになっているんです。子ども自身がいろんな部分でケアを担うことによって、やっと家族が回っている。それでも回らなくて、ネグレクトになっている場合もあるかもしれませんが。でも、家族のためにと自分から望んだにしろ、強制されたにしろ、子どもがケアを担うことによって家族の生活が回っている状況です。そのシステムの中に組み込まれていることそのものが課題なんだという理解が必要です。そして、支援者には、「その状態は権利侵害だ」という理解が必要だと思います。

子どもに対して、「あなたは権利侵害されている」というような伝え方はしない方がいいと思います。伝え方は難しい問題かもしれません。

子どもについては、要保護の対象（被害者）と捉えるのではなく、権利の主体と捉え、ぜひヤングケアラーの子どもと一緒に、どうしたらいいかを考えてほしいと思います。子どもも保護者も呼んで。そして、子どもの身近な人。学校の先生や、ケアの対象を支援している人、ケアマネジャー、介護福祉士、ソーシャルワーカーなど、いろんな人が間に入って、「家族も大事にしたい。だけど、子どものあなた自身も大事にしていよ。それを大人が見守ってあげるよ。どうしたらいいか一緒に考えていこう」と伝えてあげてほしい。

子どもも能動的な役割があります。私自身、虐待については、「被害者だから助けなきゃ」という発想がありましたが、ヤングケアラーの課題を勉強し始めてからは、「子どもがかわいそう。なんとかしなければ」ということだけではなく、「子ども自身の主体性を大事にした支援が必要だ」というふうに思っています。

ヤングケアラーは被虐待児だから保護が必要という視点や対応では、子どもは相談したり、SOSを出したりしないだろうと思います。子どもと一緒に家族を支えていくことが大切です。「あなたがしなくても大丈夫だよ。安心して自分らしく生きてね」という状態にするためには、行政だけではなく、公私の様々なサービスや支援があって、初めてバランスが取れるわけですので、幅広い人たちのネットワークによって支援ができていけばいいなと思っています。

### アンケートのジレンマ

- 匿名だからこそ実態を記入できる
- 支援を必要としている子どもの発見が困難

### ヤングケアラー経験が社会的に評価されない

- ケアを離れた後も続き不利益と悩み等

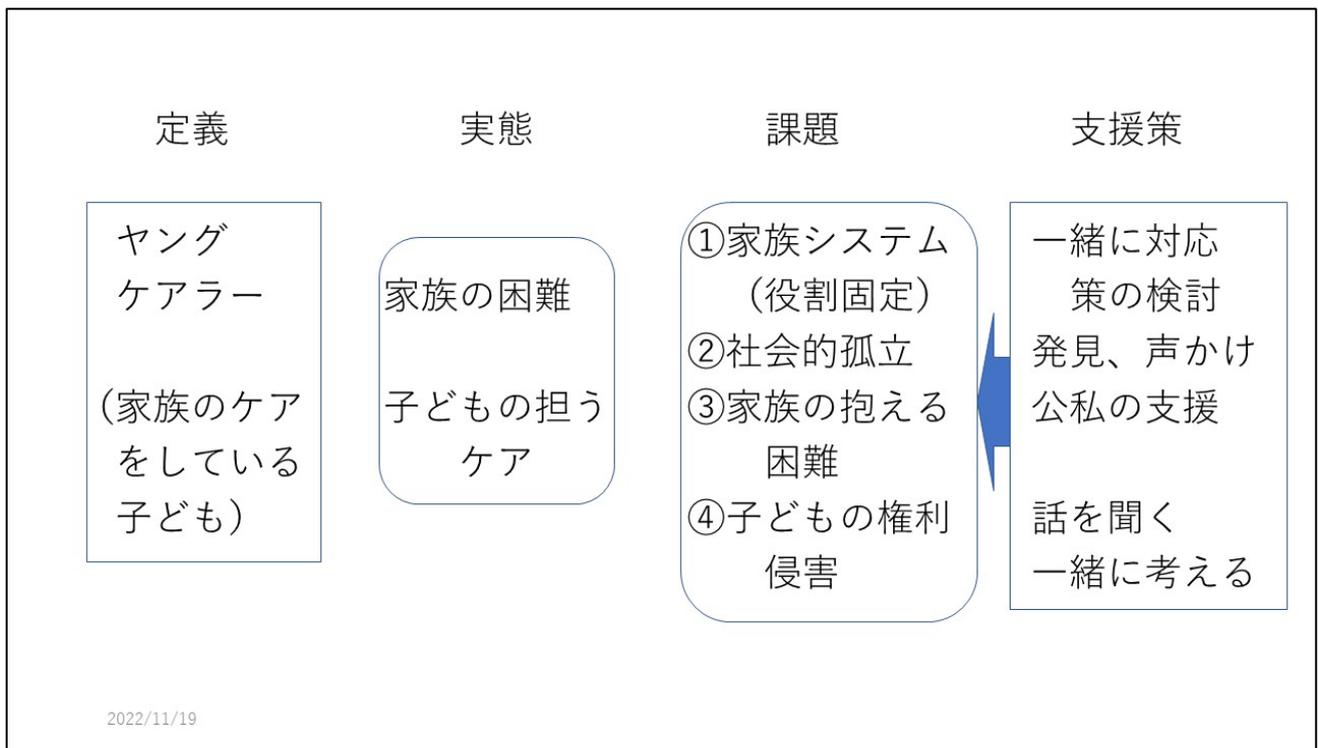
「ヤングケアラー」の言葉は知られ始めたが、実態や支援の必要性についての共通理解は十分ではない

2022/11/19

先ほども言いましたが、アンケートは、匿名だから真実や実態が記入できるので、支援を必要としている子どもたちの発見は困難という面があります。

以前、シンポジウムで一緒になった当事者の方に、シンポジウムが終わった後、「こういうアンケートどうつける」と聞いたら、「軽めでつける」と言いました。「匿名のアンケートで、どうして？」と聞いたら、「気づいてほしいという面と、でも見つかりたくないという両面がある。当時そういうアンケートがあったら『ちょっとしてます』ぐらいの書き方をすると思う」と、そんなふうに答えました。匿名のアンケートでも正確な実態が把握できるわけではないということです。

もう1つ、ヤングケアラーはいつまでかということについてです。シンポジウムで話をしていたうちの1人は「今もしています」という話でしたが、他の方は、「過去にヤングケアラーの実態があったが、今はケアを離れた」ということでした。ケアをしている当時も大事ですが、ケアを離れた後も、心身の不調を起こしたり、色々な悩みや辛さなどを抱えていたりします。また、就職もしないでずっと家族のケアを担っていた人もいます。このように、ヤングケアラーであった経験が社会的に評価されていない状況です。ヤングケアラーの言葉は知られ始めていますが、実態はまだまだ知られていないと思っています。



今までの話を整理してみます。

まず、ヤングケアラーとは、大人がするような家族のケアを日常的にしている子どものことです。

実態は、家族が困難を持っていて、子どもがケアを担っているということです。

課題は、子どもが家族のケアを担うという家族システムの中で、役割が固定しているということ。

それから、本人が誰にも言えないということ。「相談してもわかってもらえない」とか、「相談しても変わらない」と思っています。1回相談してみたけど「できません」と言われて、「できないんだ。相談しても無駄だな」というふうに思って、それ以降は相談しなかった——という体験記を読んだことがあります。だから、本当に社会的に孤立をしています。

また、家族で抱えるということ。「自分たちでなければ」と抱え込んでいる場合もありますし、世間に知られたくなくて家族の秘密になっている場合もあります。

そして、これが子どもの権利侵害であるということ。だからこそ行政の支援が必要ですし、行政だけではなく、公私みんなの力で支援が必要ということです。

対応策をいくつかお話してきましたが、対応策は、ぜひ子どもと一緒に検討していただきたいと思います。もちろん、その前に発見して、ときには子どもに声掛けをしてほしいと思います。

子どもに対しては、「話を聞くよ」「困っていることがあったら一緒に考えるよ」というメッセージで対応していただければいいと思います。

では、私の話はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

## < 参考文献 >

- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2021) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2020) 「ヤングケアラーの早期発見に関する研究 報告書」
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015) 「南魚沼市ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての調査<教員調査>報告書」, 日本ケアラー連盟
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017) 「藤沢市ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての調査<教員調査>報告書」, 日本ケアラー連盟

2022/11/19

- 澁谷智子 (2018) 「ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実」中公新書2488, 中央公論新社
- 安部計彦 (2019) 「ヤングケアラーと子どもへの権利侵害」西南学院大学人間科学論集 15 (1) 75-117
- 安部計彦 (2022) 「ヤングケアラーの孤立」西南学院大学人間科学論集 18 (1) 145-161
- 厚生労働省「ヤングケアラーについて」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>

2022/11/19